

ロータスショートステイ大垣 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ライフ・サポート（以下「事業者」という。）が開設するロータスショートステイ大垣（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師などの看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「短期入所生活介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護従業者は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 ロータスショートステイ大垣
2. 所在地 岐阜県大垣市禾森町5丁目8番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
2. 短期入所生活介護従業者
短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の勤務にあたる。
 - 一 医師 1名
医師は、利用者の診察及び保健衛生の指導等を行なう。
 - 二 生活相談員 常勤換算で1名以上
生活相談員は、相談業務及び施設全体の行事計画の立案、実施等を行なう。
 - 三 看護職員 常勤専従で1名以上
看護職員は、利用者の保健衛生に並びに看護業務を行なう。
 - 四 介護職員 常勤換算で13名以上

介護職員は、利用者の日常生活の介護について計画及び実施等を行なう。

五 栄養士 1名以上

栄養士は、食事の献立作成、栄養計算などを行なう。

六 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の作成及び実施等を行なう。

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、1日40名とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業者と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

1. 身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. 通院等の介助その他必要な身体の介護

2. 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

3. 食事に関すること

利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

4. 日常動作訓練に関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア. レクリエーション

イ. 行事的活動

ウ. 機能訓練

エ. 休養(養護)

5. 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- ア. 移動、移乗動作の介助
- イ. 送迎

6. 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作に関する相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. その他必要な相談、助言

(指定短期入所生活介護の利用料等及び支払いの方法)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときの利用者負担は、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2. 居室利用にあたり、滞在費（居住費、光水熱費相当）として1日1,900円を徴収する。なお、滞在費については介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
3. 短期入所生活介護にかかる食費（食材料費、調理代相当）については朝食300円、昼食700円、夕食500円を徴収する。なお、食費について介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と合計食事金額とのどちらか低い額とする。
4. 利用者の希望により、施設の設定以外の電化製品の利用をする場合は、1日当たり100円を徴収する。
5. 日常生活用品、おやつ、個別ネット洗濯、個人が使用される費用等利用者の希望により個別に提供する場合は、実費を徴収する。
6. その他日常動作訓練にかかる諸経費については、別途徴収するものとする。
7. 前6項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）をうけることにすること。
8. 指定短期入所生活介護の利用者等は、事業者の定める期日までに、利用料等を現金または金融機関口座振込等により納付するものとする。
9. 次条に規定する通常送迎の実施区域を越えて送迎を行う場合、費用として18km以上一律500円徴収する。

(通常送迎の実施地域)

第8条 通常送迎の実施地域は、大垣市、安八町、瑞穂市、神戸町、輪之内町、養老町、垂井町、羽島市、海津市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 短期入所生活介護従業者等は、指定短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(指定短期入所生活介護の利用契約)

第12条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して短期入所生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合に合っては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び短期入所生活介護従業者等の健康管理等)

第13条 事業所は、短期入所生活介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 事業所は、短期入所生活介護従業者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第14条 短期入所生活介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2. 事業者は、短期入所生活介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、短期入所生活介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、短期入所生活介護従業者との雇用契約の内容とする。

(短期入所生活介護計画書の作成等)

第15条 事業所は、居宅サービス計画書が作成されている場合はその計画書に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの短期入所生活介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

2. 事業所は、短期入所生活介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載および保存)

第16条 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について、介護保険法第41条第6項（法第53条第4項において準用する場合を含む）の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

2. 事業所は、記載したサービス提供記録書等を、その記録を作成した日から5年間保存するものとする。

(苦情処理)

第17条 管理者は、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

(損害賠償)

第18条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業者は、短期入所生活介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

ア. 採用時研修 採用後1ヶ月以内

イ. 継続研修 年3回

2. 短期入所生活介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

3. 事業所は、この事業を行うために、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成 31年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 2年 6月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日より施行する。